

日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要綱

令和4年7月6日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援するため、予算の範囲内において支給する日野市ウクライナ避難者一時給付金（以下「一時給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象避難者)

第2条 一時給付金の支給の対象となるウクライナからの避難者（以下「対象避難者」という。）は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降に戦禍を逃れるためにウクライナから出国したウクライナ国籍を有する者又はこれに準ずる者とする。

(支給対象世帯)

第3条 一時給付金の支給を受けることができる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 世帯員全員が前条に規定される対象避難者であること。
- (2) 第6条の規定による支給申請の日までに、日野市の住民基本台帳に記録されている者で構成されている世帯又は日野市内に居住実態がある世帯であること。
- (3) 世帯員全員が他の市区町村（日本国内に限る。）からの転入者でないこと。
- (4) 身元保証人がいない世帯であること。

2 同一住所に居住している者は、原則として、同一世帯に属するものとみなす。

(一時給付金の額)

第4条 一時給付金の額は、対象避難者の人数に関わらず1世帯につき10万円とする。

(受給権者)

第5条 一時給付金の受給権者は、支給対象世帯の世帯主とする。

(支給申請)

第6条 一時給付金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、次条第2項に定める期限までに、市長へ提出しなければならない。

- (1) 日野市ウクライナ避難者一時給付金支給申請書（第1号様式）
- (2) 日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要件確認書兼誓約書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要とする書類等

2 申請書等の提出は、原則として、日野市が設置する窓口への持参又は日野市が定める送付先への郵送等により行うものとする。

(受付開始日等)

第7条 申請書等の提出の受付を開始する日（以下「受付開始日」という。）は、市長が別に定める日とする。

2 申請書等の提出期限は、支給対象世帯の世帯主がウクライナから日本に入国した日の翌日から起算して2月を経過した日又は本要綱の施行日から2月を経過する日のいずれか遅い日（郵送等の場合は、当日消印有効）とする。

(支給決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、一時給付金の支給の可否を決定し、日野市ウクライナ避難者一時給付金支給決定通知書（第3号様式）により当該申請をした

者に通知するものとする。

(支給等)

第9条 市長は、前条の規定により一時給付金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、一時給付金を支給するものとする。

2 一時給付金の支給は、支給対象世帯1世帯につき1回に限るものとする。

3 一時給付金の支給は、次のいずれかの方式により行う。

(1) 現金受領方式 日野市の指定する窓口において現金を渡す方式

(2) 振込方式 支給対象世帯の世帯主の金融機関の口座に振り込む方式

(申請書等の不備等の取扱い)

第10条 第6条第1項の規定により提出された申請書等に不備等があり、日野市が補正等を求めたにもかかわらず、申請者において不備等の解消がなされず、日野市が指定する期限までに不備等の補正に至らなかったときは、当該申請書等による申請は取り下げられたものとみなす。

2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、日野市が確認・補正等を求めたにもかかわらず、支給決定者において不備等の解消がなされず、支給決定者の責に帰すべき事由により、日野市が指定する期日までに支援金が支給できなかったときは、当該申請書等による申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により一時給付金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(一時給付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により一時給付金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該一時給付金の支給の決定を取り消された者に対し、一時給付金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。なお、支援金の返還時に必要となる日野市が指定する口座への振込手数料等の費用は、当該返還を命じられた者が負担するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 支給対象世帯の構成員が、日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者のいずれかに該当する場合は、支援金を受けることができない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

申請日 年 月 日

日野市ウクライナ避難者一時給付金支給申請書

(あて先)
日野市長

次のとおり、日野市ウクライナ避難者一時給付金の支給を申請します。

1 支給対象世帯

世帯主	フリガナ		生 年 月 日		国 籍	
	氏名					
	住所					
	連絡可能な 電話番号		メールアドレス (任意)			

世帯構成員 1	フリガナ		生 年 月 日		国 籍	
	氏名					
	住所 (※)					
	世帯主との関係					

世帯構成員 2	フリガナ		生 年 月 日		国 籍	
	氏名					
	住所 (※)					
	世帯主との関係					

世帯構成員 3	フリガナ		生 年 月 日		国 籍	
	氏名					
	住所 (※)					
	世帯主との関係					

世帯構成員 4	フリガナ		生 年 月 日		国 籍	
	氏名					
	住所 (※)					
	世帯主との関係					

(※) 世帯構成員の住所が、世帯主と同じ場合は、「同上」と記載してください。
日野市外にお住まいの方は、世帯構成員欄に記載しないでください。
同一住所に居住されている方は、原則として、同一世帯とみなさせていただきます。

2 支援金の受給方法（いずれかにチェックをしてください）

☐ 日野市の指定窓口での現金受給 ☐ 口座振込（下部に口座情報を記載してください）

振込先口座情報（支給対象世帯の世帯主の口座を記載してください）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
預金種目	☐ 普通預金 ☐ 当座預金	口座番号	
口座名義 カタカナ			

提出書類

【申請時】

- ☐ 支給対象世帯の構成員（全員）のパスポートの写し等
（国籍 及び ウクライナ出国日を確認できる書類）
- ☐ 支給対象世帯の構成員（全員）の在留資格変更許可申請書の写し等
（日野市内に居住していることを確認できる書類）

【資料の準備ができ次第（申請時は不要）】

- ☐ 支給対象世帯の構成員（全員）の在留カードの写し等
（日野市内に居住していることを確認できる書類）

【支援金を口座振込で受給する場合】

- ☐ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義を確認できる書類の写し
（通帳の見開き部分など）

第 2 号様式（第 6 条関係）

日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要件確認書兼誓約書

(あて先)
日野市長

日野市ウクライナ避難者一時給付金を申請するにあたり、次の内容を全て確認のうえ、誓約します。

- 1 日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要綱第 3 条に規定する支給対象世帯に該当していることを確認し、該当していない場合は支援金を受給できない旨を理解しています。
- 2 一時給付金の支給額は、一世帯あたり 100,000 円である旨を理解しています。
- 3 支援金の支給後に、支給要件に該当しないことが判明した場合等は、支給決定が取り消され、返還を求められることを理解しています。
- 4 支給対象世帯の構成員は、日野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- 5 上記の 1 ～ 4 の内容のほか、日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要綱の内容を理解し、同意した上で申請します。

支給 対象者の 世帯主	フリガナ		誓約日	年 月 日
	氏名		連絡可能な 電話番号	
	住所			

第 号
令和 年 月 日

様

日野市長

日野市ウクライナ避難者一時給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日野市ウクライナ避難者一時給付金について、日野市ウクライナ避難者一時給付金支給要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

支給決定額 円